

令和2年第2回臨時会

市 議 会 会 議 録

令和2年7月 6日（開会）

令和2年7月10日（閉会）

垂 水 市 議 会

第 2 回 臨 時 会 会 議 録 目 次

第1号（7月6日）（月曜日）

1. 開 会	4
1. 開 議	4
1. 会議録署名議員の指名	4
1. 会期の決定	4
1. 諸般の報告	4
1. 議案第45号 上程	8
説明、休憩、意見陳述、質疑、総務文教委員会付託	
1. 日程報告	2 4
1. 散 会	2 4

第2号（7月10日）（金曜日）

1. 開 議	2 6
1. 諸般の報告	2 6
1. 委員会の閉会中の継続審査の件について	2 7
1. 議案第46号・議案第47号 一括上程	2 7
説明、休憩、全協、質疑、討論、表決	
1. 閉 会	3 2

令和 2 年 第 2 回 垂 水 市 議 会 臨 時 会

1. 会期日程

月 日	曜	種 別	内 容
7 ・ 6	月	本会議	開会、会議録署名議員の指名、会期の決定、議案上程、説明、条例制定請求代表者意見陳述、質疑、総務文教委員会付託
7 ・ 7	火	休会	委員会 総務文教委員会
7 ・ 8	水	〃	
7 ・ 9	木	〃	委員会 議会運営委員会
7 ・ 10	金	本会議	閉会中の継続審査、議案上程、説明、質疑、討論、表決、閉会

2. 付議事件

件 名

議案第 4 5 号 垂水市役所の位置を定める条例の一部を改正する条例 案

議案第 4 6 号 垂水市庁舎建設に関する住民投票条例 案

議案第 4 7 号 令和 2 年度垂水市一般会計補正予算（第 5 号） 案

令和 2 年 第 2 回 臨時 会

会 議 録

第 1 日 令和 2 年 7 月 6 日

本会議第1号（7月6日）（月曜）

出席議員 14名

1番	新原 勇	8番	感王寺 耕造
2番	森 武一	9番	持留 良一
3番	前田 隆	10番	北方 貞明
4番	池田 みすず	11番	池山 節夫
5番	梅木 勇	12番	徳留 邦治
6番	堀内 貴志	13番	篠原 静則
7番	川越 信男	14番	川畑 三郎

欠席議員 0名

地方自治法第121条による出席者

市長	尾脇 雅弥	生活環境課長	港 耕作
副市長	長濱 重光	農林課長	森 秀和
総務課長	和泉 洋一	併任	
併任		農業委員会	
監査事務局長		事務局長	
企画政策課長	二川 隆志	水産商工	大山 昭
庁舎建設総括監	園田 昌幸	観光課長	
財政課長	濱 久志	土木課長	東 弘幸
税務課長	橘 圭一郎	水道課長	森 永公洋
市民課長	篠原 彰治	会計課長	野村 宏治
併任		消防長	後迫 浩一郎
選挙管理		教育長	坂元 裕人
委員会		教育総務課長	鹿屋 勉
事務局長		学校教育課長	今井 誠
保健課主幹	新屋 一己	社会教育課長	紺屋 昭男
兼介護保険係長		国体推進課長	米田 昭嗣
福祉課長	高田 総		

議会事務局出席者

事務局長	榎園 雅司	書記	松尾 智信
		書記	海田 康士郎

令和2年7月6日午前10時開会

△開 会

○議長（篠原静則） おはようございます。定刻、定足数に達しておりますので、ただいまから令和2年第2回垂水市議会臨時会を開会いたします。

△開 議

○議長（篠原静則） これより、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付いたしたとおりであります。

△会議録署名議員の指名

○議長（篠原静則） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により、議長において新原勇議員、徳留邦治議員を指名いたします。

△会期の決定

○議長（篠原静則） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

去る1日、議会運営委員会が開催され、協議がなされた結果、本臨時会の会期を本日から10日までの5日間とすることに意見の一致をみております。

これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（篠原静則） 異議なしと認めます。

よって、会期は、本日から10日までの5日間と決定しました。

△諸般の報告

○議長（篠原静則） 日程第3、諸般の報告を行います。

この際、議長の報告を行います。

監査委員から令和2年5月分の出納検査結果報告がありましたので、写しをお手元に配付しておきましたから、ご了承願います。

以上で、議長報告を終わります。

〔市長尾脇雅弥登壇〕

○市長（尾脇雅弥） 皆さん、おはようございます。

初めに、7月4日未明からの大雨によりまして、熊本県南部球磨川流域を中心に、甚大な被害が発生いたしました。この豪雨災害により被災されました皆様をはじめ、関係者の方々に心よりお見舞いを申し上げますとともに、犠牲になられた方とご遺族の皆様方に対し、深くお悔やみを申し上げます。

なお、本市におきましても、市内各地で土砂崩れや宅地への土砂流出・流入などの被害が発生しておりますが、一刻も早く状況を確認し、復旧に努めてまいりたいと考えております。

続きまして、新型コロナウイルス関連につきまして、6月議会以降の取組状況と今後の対応等についてご報告いたします。

5月25日、国の緊急事態宣言が解除され、感染拡大を予防するため、「新しい生活様式」の定着を進めながら段階的に制限を緩和し、6月19日、県境をまたぐ移動等、外出自粛が解除となったところですが、7月2日、鹿児島市におきまして、県内初のクラスターと考えられる事例が発生し、県内の感染者数は98名となったところでございます。これらの状況を踏まえ、昨日と本日早朝に新型コロナウイルス感染症対策会議を開催し、本市で発生した場合の対応や今後の体制について、改めて確認したところでございます。このような状況の下、気を緩めることなく、これまでの身体的距離の確保、マスク着用、手洗いの継続を周知し、「新しい生活様式」の実践例に努めていただくよう、周知を図ってまいりたいと考えております。

これまでの取組であります。6月8日から全ての小学校において、児童・教職員及び

保護者を対象に、感染症予防として手洗いや学校内の消毒を徹底するとともに、家庭との連携を図り、不当な差別や偏見、いじめ等を防ぐべく、正確な情報に基づいた行動を取ることを推進するために、保健師による講話等を行っております。

次に、感染予防対策としてのマスクは、少しずつ市場に出回るようになってきましたが、消毒液は、引き続き品薄状態が続いております。そのような状況の中、6月5日、市内事業者から消毒用高濃度エタノール60ケースをご寄附いただき、市内医療機関や保育園、幼稚園、各小・中学校に配付させていただきました。

また、6月24日には、県内事業者からフェイスシールド50枚と消毒液5リットルを寄贈していただいております。

次に、市内におけるPCR検査体制の整備についてでございますが、世界的な新型コロナウイルス感染拡大により、PCR検査機器の需要も国内外で非常に高まっており、発注から納入までの期間も、相当な時間を要す状況にあるようでございます。そのような中、本市におきましては、さきの6月議会におきまして、PCR検査関連予算の可決をいただきましたことから、県内でも優先的な納入が予定されており、9月・10月をめどに機器納入がされることとなっております。

次に、国の緊急経済対策における、子ども1人当たりに1万円を給付する子育て世帯への臨時特別給付金及び市単独で1万円を上乗せするたるたる子育て特別支援金については、当初の予定どおり、6月15日に対象者全員に支給したところでございます。

また、保護者が公務員の子どもについては、随時、支給を進めているところでございます。

次に、保育所等に通う子どもたちの6月から8月の副食費3か月分の軽減については、

市内の各園と協議を行い、園の意向を聞きながら実施しており、子育て世代の皆様には大変喜ばれているところでございます。

続きまして、1人当たり10万円を給付する事業であります、特別定額給付金の給付状況についてご報告いたします。

5月1日からオンライン申請による受付を開始して、5月22日の1回目の給付以降、7月3日までに7,376世帯、1万4,302名分の申請を受け付けており、来たる7月10日の支給をもって給付率が98.9%に達する見込みであります。

今後も、一人でも多くの方々に申請していただきますよう、広報誌やチラシ等で周知するとともに、庁内関係課における情報共有により、未申請者への再通知等を行うなど、引き続き本制度実施の周知に努め、全ての皆様に給付できるように取り組んでまいります。

次に、国の政策であります、新型コロナウイルス感染症により経営に影響を受けた中小企業者を対象のセーフティネット保証は、7月3日現在、相談件数74件、うち申請件数70件で、認定件数同数の70件、業種別では商工業者58件、水産業者12件となっております。

また、商工業の景気回復を図る「コロナに打ち勝とう」プレミアム付き商品券につきましては、一次募集が6月12日に終了し、2,210世帯、1万700セットと例年の倍以上の申込みがあり、全ての方に当選はがき送付後販売を開始し、現在二次募集が開始されております。

また、市独自の経済対策の取組であります持続化給付金につきましては、6月20日に商工業者473件、垂水・牛根両漁協の事業者284件、合計757件へ申請案内文を送付し、6月23日より水産商工観光課職員を各団体へ配置し、申請受付業務を行っているところでございます。

なお、申請受付並びに相談の際には、分か

りやすく、懇切丁寧に説明するなど、申請者に寄り添った対応を取るとともに、対象者の申請漏れがないよう市報並びにホームページ等で周知しているところでございます。

次に、学校教育関係でございますが、新型コロナウイルス感染症に伴う臨時休業期間に学習できなかった内容につきましては、各学校が、行事の見直しや時間を短縮しての授業実施など、様々な工夫を講じながら、学習の遅れを取り戻すことができる計画を立て、現在、授業が進められているところでございます。

今回、児童生徒一人一人の学びの保障とさらなる学習内容の定着を図るために、補充のための授業時間を確保する目的で、全ての小・中学校の夏季休業期間を短縮し、7月30日までを授業日、31日を終業式とすることといたしました。授業の実施に当たりましては、給食を提供するとともに、集団感染防止策や熱中症対策を徹底し、夏季の気候等に配慮した学習環境の整備及び安全確保に努めてまいります。

次に、国体推進関係について報告いたします。

6月19日、第75回国民体育大会並びに第20回全国障害者スポーツ大会の主催者であります、公益財団法人日本スポーツ協会、公益財団法人日本障がい者スポーツ協会、文部科学省スポーツ庁、鹿児島県の4者が共同記者会見を開き、今秋開催予定であった両大会については、開催しないとの発表を行いました。

また、両大会は延期することとして、具体的な開催時期につきましては、可能な限り早期の結論を得るべく、引き続き4者で調整・検討を継続することも併せて発表されました。

このことから、市民の機運醸成と子供たちの記憶に残るイベントとして、8月18日開催予定でありました炬火リレーの開催は、見送

ったところでございます。

今後、開催時期についての発表がいつになるのか不透明ではありますが、主催団体である4者の動向を注視し、開催時期がいつになっても対応できるよう、努めてまいりたいと考えております。

次に、先般成立いたしました国の第二次補正予算を活用した新型コロナウイルス感染症予防対策につきまして、現在、検討を進めております事業についてご報告いたします。

まず、妊産婦におきましては、この感染症の流行が続く中、感染防止のため、日常生活等が制約され、自身のみならず、胎児や新生児への健康等について、強い不安を抱えて生活しておられる状況であります。

また、感染リスクを避けるため、予定していた里帰り出産が困難になり、家族等による支援を得られず、孤独の中で妊産婦から産褥期を過ごすことに不安を抱えている妊産婦もおられますことから、本市といたしましては、オンラインによる保健指導等を実施する体制を整備できないか、検討を行っているところでございます。

このことにより、今後、感染症への懸念から、不安や悩みを抱えながらも相談窓口への訪問をちゅうちょする妊産婦等に対し、積極的に情報提供や相談対応等を行うことができるものと考えております。

次に、新生児への支援についてでございますが、家計への支援を行うため、実施されております国の特別定額給付金において、給付基準日を令和2年4月27日時点の住民基本台帳に記載されている人を対象としていることから、基準日以降に生まれた新生児は、対象外となっております。

しかし、対象外であっても新型コロナの影響を受けるのは同じでありますことから、基準日以降に出産した保護者に対し、垂水市独

自に新生児特別支援金として、支援を検討しているところでございます。

また、この新型コロナウイルスは、専門家などの情報によりますと、この冬から来年の春にかけて再燃すると予想されていますが、この新型コロナウイルスの初期症状は、同じ季節に流行するインフルエンザの初期症状と似ており、判別が難しいと言われております。そのため、インフルエンザによる発熱患者数を減らすことによって、市内の医療機関における外来診察の場の新型コロナウイルスの感染リスクと負担を軽減する目的で、全ての市民を対象に、インフルエンザ予防接種の公費補助を行うことを検討しております。

次に、ひとり親世帯臨時特別給付金につきましては、一日も早く給付できるように取り組んでまいります。

なお、このほかにも、市内の宿泊施設の活性化策や、GIGAスクール及び光回線の整備につきましても、現在検討を進めているところでございます。

今後とも、この新型コロナウイルスに関しましては、市民生活及び市民経済の安定を図るため、スピード感を持って対応策を講じてまいりたいと考えております。

つきましては、9月議会前に専決処分に対応させていただくこともあり得るかと思しますので、ご了承いただきたいと思ます。

次に、新型コロナウイルス感染防止対策以外につきまして、ご報告いたします。

まず、農林課所管事項について報告いたします。

本市の農業は、人口減少・少子高齢化に伴い、担い手が年々減少するなどの諸問題を抱えております。このような諸問題を解決し、次世代を担う農業者の育成に向けた取組として、市民の意見を反映した農業の方向性を定めるため、「垂水市農業創生未来会議」を設

置し、6月23日に第1回目の会議を開催いたしました。市内の農業従事者や鹿児島きもつき農業協同組合、さらに鹿屋市在住で、鹿屋農業高等学校長を歴任され、自家栽培した野菜や果物などの加工から販売まで行う食品工房オーナーなど、計13名に委員を委嘱し、このうちの3名の若手経営者に、営農開始時に抱えていた課題等を報告していただきながら、意見交換を行いました。

今後とも、定期的な会議を通じて、農業開始直後の経営を後押しできるようなヒントを得るなど、営農継続のための施策につながるよう、運営に努めてまいります。

次に、耕作放棄地解消事業でございますが、今年も農業委員会では、新城地区の耕作放棄地の再生のために植付けをしたトウモロコシの収穫を、6月10日に行いました。当日は、園児から95歳の高齢者まで、笑顔で収穫することができたところであり、今後とも、耕作放棄地解消に努めてまいります。

次に、社会教育関係でございますが、鹿児島県公民館連絡協議会の令和2年度公民館等職員表彰者決定に当たり、県内で6名が決定し、その中で本市地区公民館の5名の方々が、このたび表彰されました。本市に取りましても大変喜ばしいことございまして、5名の方々におかれましては、各地区公民館において9年から14年もの長年にわたり、館長や主事として公民館に勤めていただいております。その業績が顕著であったため表彰されたものでございます。これからも地域活動の推進役として、ご活躍いただきたいと思っております。

以上で、諸般の報告を終わります。

○議長（篠原静則） 以上で、諸般の報告を終わります。

ここで暫時休憩いたします。休憩時間中、全員協議会を開きますので、お集まりをお願いいたします。

午前10時20分休憩

午前11時5分開議

○議長（篠原静則） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

△議案第45号上程

○議長（篠原静則） 日程第4、議案第45号垂水市役所の位置を定める条例の一部を改正する条例案についてを議題といたします。

説明を求めます。

○市長（尾脇雅弥） 垂水市役所の位置を定める条例の一部を改正する条例案は、地方自治法第74条第1項の規定に基づく直接請求により、現在の市役所の位置を新庁舎建設予定地に変更する条例の制定を求めるものでございます。

条例制定や改廃等の直接請求があった場合には、その請求の内容を十分に確認した上で意見を付することとされておりますことから、今回、この条例改正案を市議会に提案するに当たり、直接請求の要旨、新庁舎建設事業の妥当性、将来の財政見通しの3つの観点から、私の意見を申し上げたいと思います。

初めに、直接請求制度と条例制定請求の要旨でございます。

直接請求制度は、地方自治法第74条第1項の規定により、普通地方公共団体の議会の議員及び長の選挙権を有する者の総数の50分の1以上の者の連署をもって、その代表者から普通公共団体の長に対し、条例の制定または改廃の請求を行うもので、市民の皆様は、直接、市政参加を与える直接民主制度の一つでございます。

今回の直接制定請求でございますが、地方自治法の手続により、法で定められた50分の1以上を上回る4,468名の署名があり、条例改正案が添えられて、条例制定の請求が行われました。

今回、請求のあった条例制定請求の要旨には、「現在の新庁舎計画をしっかりと進めるほうが将来の垂水市のため、そして市民のためになる。現在の庁舎計画を見直すことになる。それこそ市民生活などに大きな影響を与えることになる。一日も早く条例が可決され、一刻も早く新庁舎の建設が行われることを切に望みます。」と記載されております。

このように、今回の直接請求は、令和2年第1回臨時会で「条例の制定を望むのか、そうでないのか。」、はっきりと分からない請求要旨に基づき提出・提案した条例改正案とは異なり、真に「条例制定をしてほしい。」という本来の直接請求制度を活用した請求要旨となっており、この直接請求に4,468名の署名が添えられている事実を、大変重く受け止めたところでございます。

第1回臨時会では、結果的に条例改正案は否決となりましたが、その審議過程の中で、条例提案の妥当性や条例改正案の内容の説明不足とのご指摘もございました。

条例提案の妥当性でございますが、これまでご説明しておりますとおり、位置条例の提案時期については、地方自治法の解説書に、条例の制定時期については、建設着工前にするか、完了後にするかは、市町村の事情によっていずれも差し支えないが、建築の財源の見通しも立たない時期に制定することは適当でないと言われており、この解説を踏まえ、条例改正案の提案は、基本的には建設工事予算の確定以降になると答弁しておりました。

よって、第1回臨時会での条例改正案の提案は、市としては、最低限の条件が満たされていない状況でありましたことから、「時期尚早であるが、事業推進上、必要な条例である。」と意見を述べたところでございます。

また、条例改正案の内容の説明については、地方自治法第4条の規定に基づき、市役所の

事務所としてふさわしいかどうか、十分に説明するまでには至らない状況でございました。今回の直接請求による審議に当たっては、さきの第2回市議会定例会で建設工事関連予算が可決されていることもあり、条例改正案の提案の最低限の条件が満たされたものと考えておりますことから、今回の議会では、直接請求の要旨にある新庁舎建設を進めるためにも条例制定をしてほしいという4,468名の署名された方の思いを受け止めていただき、市役所の事務所としてふさわしいかどうかという視点で審議いただきたいと考えております。

次に、新庁舎建設事業の妥当性についてご説明いたします。

新庁舎建設事業は、築60年以上が経過し、新耐震基準を満たしておらず、大変危険であり、防災拠点としての機能を有していないことから、早急に進めなければいけない事業として議員の皆様も十分ご理解いただいていることと思います。こういったことから、平成24年2月に垂水市新庁舎建設等庁内検討委員会を設置し、平成28年度に本格的に事業に着手しましたが、事業を進めるに当たっては、市民の皆様のご意見を参考にしながら、安全性や市財政への影響を考慮するなど、総合的・専門的視点で進めていく方針を事前に議会や市民の皆様にお示しして、基本構想や基本計画を策定してまいりました。

特に、基本計画に盛り込まれる建設候補地については、市民の皆様の利便性、計画の経済性と実現性、安全性、まちづくりとの整合性という4つの評価項目を定め、内部評価や外部委員による外部評価を実施し、その結果をパブリックコメントにかけ、市民意見の反映に努めるなど、公平かつ透明性のある手続を行ってまいりました。

さらに、議会におきましては、平成30年3月に設計業務に関する予算、平成31年3月に

地質調査に関する追加予算、さらに令和2年6月議会で建設工事に関する予算をご審議の上、可決いただいたところでございます。

一方で、この予算審議の過程で、建設事業費の妥当性や将来財政の見直しに対するご意見もございましたことから、今後も引き続き、新庁舎建設事業の妥当性を判断するための情報提供に努めたいと考えております。

新庁舎建設事業に対して、様々な考え方があることは十分に承知しておりますが、市民の皆様に対しては、これまで広報誌に19回にわたり必要な情報の掲載を行い、車座座談会については、合計44回、延べ962人の市民の皆様にご参加いただき、疑問や不安の解消に努めてきたところでございます。

また、基本計画説明会、設計事業者説明会、基本設計案に対する説明会、そして、市民ワークショップを開催し、さらには基本計画案や基本設計案に対するパブリックコメントも実施してまいりました。今後も引き続き、市民の皆様に対して、新庁舎建設事業に対する情報提供を行い、ご理解いただけるように努めてまいりたいと思います。

次に、将来の財政見直しでございますが、新庁舎建設事業は、垂水市民の安心安全を守る非常に重要な事業でございますが、一方で市財政への影響についても十分配慮しなければならないと考えております。このことについては、さきの6月議会で財政収支見直しと市債の発行額、残高及び公債費の状況と今後の推計についてご説明いたしました。

財政収支につきましては、今後5年間の歳入歳出額をお示ししましたが、様々な試算方法がある中で、現状分析と将来予測により算出されたものであると説明いたしました。

また、市債の発行額等についても、将来の財政運営にできるだけ影響が出ないよう市債残高を抑制するために、これまで実績のある

第二次財政改革プログラムの方針を踏襲したシミュレーションを行い、その結果をお示しました。これら財政収支の見通しどおりの財政運営を行うためにも、これまで同様、議員の皆様のご理解とご協力をいただきながら取り組んでまいりたいと考えております。

一方で、現計画を見直した場合のリスクについても考慮する必要があります。現計画を見直すとなりますと、建設が少なくとも5年以上遅れることになると考えられ、現計画で活用予定の有利な地方債が活用できず、また、建設費についても資材や労務費の上昇が考えられますので、遅れば遅れるほど、市財政への影響が非常に大きくなることが予想されます。何よりも、相当の期間、市民の皆様や職員を危険な状況に置くことになりすことから、市民の皆様のお安心安全を守るという視点に立ち、現新庁舎建設を計画的に進めていく必要があると考えております。

最後になりますが、第1回臨時会で、直接請求により提案した条例改正案は、私どもの説明不足という面もあり、否決となったことは重く受け止めているところでございます。

今回、改めて4,468名の署名が添えられ、再度、市民の直接請求という形で条例改正案を提案することになりました。6月議会では、新庁舎建設工事に関する予算を可決いただきました。新庁舎建設事業は、一步一步確実に進んでいると感じているところでございます。

以上のことから、今回提出した条例改正案は、可決していただく必要がありますことから、市としても可決していただけますように、説明を尽くしたいと考えております。議員の皆様におかれましては、市役所の事務所としてふさわしいかどうかという視点でご審議をお願いしたいと考えております。

以上でございます。

○議長（篠原静則） 今臨時会に上程されて

おります議案第45号垂水市役所の位置を定める条例の一部を改正する条例案については、地方自治法第74条第4項の規定により、条例制定請求代表者に意見を述べる機会を与えることになっております。

お諮りいたします。意見を述べる機会については、本日午前11時30分から、本議場において、条例制定請求代表者3人以内とし、意見を述べる時間を全体で30分以内としたいと思っております。これにご異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（篠原静則） 異議なしと認めます。よって、意見を述べる機会については、本日午前11時30分から本議場において、条例制定請求代表者3人以内とし、意見を述べる時間を全体で30分以内とすることに決定しました。

なお、地方自治法施行令第98条の2第1項の規定により、条例制定請求代表者に対し、ただいま議決した事項を通知するとともに、告示及び公表いたします。

ここで、告示及び公表手続のため、暫時休憩いたします。再開は、11時30分から再開いたします。

午前11時19分休憩

午前11時30分開議

○議長（篠原静則） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

これより地方自治法第74条第4項の規定により、条例制定請求代表者の意見陳述を行います。

意見陳述者は、宮下直弥氏で、1名であります。

なお、意見陳述者の方に申し上げます。意見陳述の時間は、全体で30分以内となっておりますので、ご留意をお願いいたします。

それでは、宮下直弥氏、登壇の上、意見陳述をお願いいたします。

[条例制定請求代表者宮下直弥登壇]

○条例制定請求代表者（宮下直弥） まずもって、本日、私の到着が遅れたことをお詫びいたします。私は、送迎バスを朝晩しているのですが、朝、垂水の南之郷線。高峠へ行く道が通行止めだということで、鹿屋回りで1時間ほど早く出発したのですが、鹿屋のほうもところどころ冠水や土砂崩れ等が起きており、私のバスも冠水した道を通って、何とか今日議会があるということで、決死の思いでやってまいりました。新城、城山学園の付近が通行止めだったので、行政の皆さんや竹之内組さんがちょうど工事をしてくださり、今日こうして来ることができました。皆さんに感謝いたしたいと思います。

また、大野原へ続く道が、今、通行止めだということを聞きました。この道は、私たち垂水市民・大野地区の皆さんの生活道路であり、また、ジャパンファーム、大隅ミートなど垂水の基幹産業の主要な場所であります。飼料の到着等が遅れば、肥育に大変な影響がありますので、こちらのほうも併せて行政のほうへご対応のほどよろしくをお願いします。

改めまして、宮下直弥です。祖父の代から続く商店と焼き芋や、国産鶏肉、ガソリンスタンドを販売する仕事を営んでおります。

大野地区は、人口が今や100名を切り、限界集落で高齢化率も高い過疎の地域です。10年前に垂水市が提唱した10年計画に沿って、少しでも地域を元気にしたいと地域一丸で取り組んでまいりました。日頃から、垂水市職員の皆様におきましては、この地域活動におきまして多大なるご協力をいただき、改めて感謝申し上げます。

垂水市9地区が、10年計画をつくるに当たり、トップバッターが大野地区ということでマニュアルがなく、手探りで幾度となく話し合いを重ね計画を策定しましたが、大変意義深

い計画ができたと思っています。大野づくりが、後々ほかの地区の10年計画にも役立ったと聞き、苦勞したかいがあったかなあとと思うところです。

大野づくり計画では、つらさげ芋をはじめとした農産品のうのばいブランド化を図ったり、地域活性化の一環として、移住促進、住宅改修、鹿児島大学の学生との連携などを図ってまいりました。大野原いきいき祭りは、昨年12月で第10回を数え、多くの皆さんに大野を知ってもらえる、よい機会となりました。平成28年には、農林水産祭、むらづくり部門で内閣総理大臣賞を受賞させていただきました。

10年計画は、ついこの間、中央地区が策定を完了したと聞いておりますが、大野地区は、今年で10年がたち、また新たな10年計画の第二期計画に、現在、取りかかっているところです。自分たちでできることは自分たちです。それでも難しいことは、行政や関係機関に協力を仰ぎ、一緒になって取り組むというのが大野地区のモットーですので、今後とも行政、そして議会の皆様のご協力をよろしくをお願いします。

さて、本日は、私たち新庁舎建設を進める会の直接請求に際し、議会でこのように意見陳述をさせていただく機会を設けてくださり、全ての関係者の皆様に御礼申し上げます。

また、垂水市議会議員の皆様におきましては、日頃より私たち市民のために、議員活動を行っていただいていることに対しましても御礼申し上げます。

また、先月の議会では、新庁舎建設予算案の可決をしていただき、ありがとうございます。そして、行政におきましても、新型コロナ対策では、大変なご苦勞があったと思いますが、幸いにして本市では、新型コロナ患者発生もなく、平穩無事に過ごすことができ

ております。

また、新型コロナの影響を受けた企業に対する経済対策、「こもんそ商品券」の発行といった地域振興なども施していただき、まさに行政と議会が一体となって協力し、垂水市のことを考え、ご対応くださった議会であったかなあと感じるところです。

先日、鹿児島市内と北薩・南薩、そしてついに大隅半島で新型コロナの患者が発生いたしました。非常に危惧しております。今後、気を引き締めて生活していかないとはいけませんし、関係各位には改めて大変だと思いますが、頑張ってくださいたいなあと思うところです。

また、今日のようなこの大雨で、市内各地で崖崩れ等も起こっていると聞きます。大きな災害がないことを祈りつつ、復旧作業のほうも、重ねますが、改めてよろしく願います。

さて、今回、私たちが直接請求をするに当たり、新庁舎を早期に建設すべきという立場で署名活動を行ってまいりました。それ以前には、私個人として、たしか昨年の9月議会だったと思うのですが、新庁舎の早期建設を求める陳情を本議会に提出し、ありがたいことに採択していただきました。庁舎建設に関しては、新聞報道や議会のインターネット中継も時間があるときは拝見しており、注視しており、一定の流れは把握しているつもりです。

さきの5月の議会で、新庁舎建設反対の立場の皆さんが、反対の立場であるにもかかわらず、反対を目的として直接請求を行いました。本来、地方自治法74条直接請求は、こういったことを実現してくださいと条例制定を目指し活動するものですが、今回は、議会の状況が3分の2以上の賛成が取れないだろうというもくろみ。否決目的で直接請求された

ことは、本来のこの制度の趣旨に反していると思われ、大変遺憾に思います。市民の皆さんも、正直、意味が分からず署名をなされた方もおられたかもしれません。これでは、民主主義の根幹に関わることで、これではいけないということで、このたび私たち有志が立ち上がり、純粹に条例制定を目指し、賛成の立場で活動した次第です。

改めて、メンバー、共同代表をご紹介します。水迫宏一、池田政春、岩切隆美、田村眞一、竹之内信一、園田純俊、小森浩一、森山稔、内田紘一、木場光、小森淳子、川畑みよ子、宮下直弥。共同代表は、以上の13名ですが、他にも多くの市民の皆さんがご協力いただき、今回、4,468筆の署名に至ったことを申し添えます。

さて、請求の要旨に関してですが、大きな論点は2点だと思います。

まずは安全面。現庁舎は、築60年、古くて危ない。何年もこの状態を放置し、危険と隣り合わせのこの庁舎で、垂水市職員の皆さんは仕事を、私たち市民は行政サービスを受けなければならないのかということです。今でも少し揺れを感じるような地震が来たら、職員の皆さんには、すぐ逃げるようにと市長が指示されていると聞きました。この前の少し大きな地震では、トイレのタイルが剥がれ落ちたとも聞きました。

現在、市民の安心安全は、確保しておりません。これでよいのでしょうか。このまま放置しておけば、庁舎は、防災拠点という意味でも十分機能しているか、疑問です。今日のような大雨、大災害時、地震、津波、あらゆる災害において、庁舎というものは防災拠点に、司令塔となるものであると思いますが、庁舎が不安定、耐震を十分満たしていないということでは、防災拠点という意味でも機能しているか疑問に思います。

また、現計画は、検討委員会や市民はもちろん、専門家の方も入った垂水市新庁舎検討委員会などにおいて、安全面に配慮されている計画であるかどうかということです。

もう1点は、財政面。現計画案は、国からの交付税措置のある地方債を活用しており、将来の財政への影響が抑えられている計画であると聞いております。仮に、この現計画を破棄し、新たに計画を立て直すとなれば、素人考えでもデメリットのほうが大きいのではないのでしょうか。例を挙げれば、時間がたつごとに建設コストは今以上に上がり、有利な地方債も活用できない可能性が高いと思います。そして、この国からの財政的措置は、令和2年度以内限定のもので、ほぼ見込めるとのことですが、来年度以降、財政的措置は今のところ見込めていないということです。それどころか、新型コロナで日本中、いえ、世界中で経済が低迷する中、庁舎建設に回す財政的余裕はない、新型コロナ、経済対策が優先だと、国が方針を変えろということにもつながりかねません。もし、国の財政的措置に頼らず、自主財源だけで新庁舎を建てようと思っても、現実的には厳しいと思います。

議員の皆様への審議については、とにかく私たち市民の立場で、市役所で働く職員の皆さん、そしてそこで行政サービスを受ける人たち、すなわち市民の命を守ることを優先してご審議いただきたいです。もちろん、現計画では、庁舎建設をすることで市民の税金が上がるとかそういったことはない聞いておりますが、絶対に庁舎建設で市民生活に影響が出ないようにしていただきたいと思っております。

そして、それでも新庁舎建設に反対する皆さんは、何かあったら責任を取ると堂々と宣言して反対してください。少し酷な言い方をしましたが、それだけ皆さんは、市民の負託を受け議員となり、活動しておられます。そ

れぞれの行動の裏には責任が伴うことを、私と言わないでもお分かりだと思いますが、再認識していただき、常識ある行動を強く求めます。

そもそも、新庁舎建設については、平成30年3月に垂水市新庁舎建設基本計画が決定され、同月新庁舎建設工事基本実施設計業務委託費1億1,162万1,000円で、本議会が賛成多数で可決しておられます。さらに、1年後の平成31年3月にも、設計業務変更契約経費2,760万円を全会一致で可決しておられると思います。二度にわたり、市議会が現計画の現建設予定地を想定し、議員の皆さんがその案に賛成して可決したことをお忘れでしょうか。

また、私が先程申しましたが、9月に出した陳情も、賛成多数で可決してくださったことも大きな意味を持つことだと思います。

議員の皆様は、私も顔見知りの方もたくさんいらっしゃり、尊敬する先輩方がたくさんおられます。気さくによく声をかけてくださる方もおられ、親近感も覚えることがよくあります。そんな皆さんだからこそ、私たちの思いが届くようにと信じております。

私も最初は、新庁舎建設は、浜辺で大丈夫かと正直、心配しました。しかし、幾度となく行われた住民説明会や車座座談会、市民ワークショップに参加し、理解を深めました。現在反対派の主要メンバーの方も、当時そのグループワーキングに参加されており、私の隣で一緒したのですが、当時は、非常に建設的な意見を述べられていただけに、反対に回られたのは非常に残念でした。

そもそも、海辺でいいのと反対しておられる方々は、住民説明会、車座座談会に参加し、説明を聞かれたのでしょうか。もうここでは詳しい説明はしませんが、建設計画場所は、錦江湾内なので、もし南海トラフ地震が起って津波が来たり、桜島の噴火による地震・

津波もそれこそ想定し、設計され、大臣認定の技法で建設されるということでした。それでも壊滅的な打撃は受けないであろうと、専門家も入った検討委員会で一定の安全性が保たれていると判断されております。まさに史上最強クラス、前代未聞の大災害、大地震、大津波などの災害が起これば、海辺の近くにある新庁舎は、間違いなく跡形もなく崩れるでしょう。しかしそのときは、庁舎だけでなく、垂水市、鹿児島県全体に壊滅的な被害が及ぶわけで、それを言ったら何も議論ができませんし、何も建てられません。私たちは、そういった行政が示す安全性が担保された計画であるという説明を信じ、それならば現計画は住民の安心安全を守ってくれる計画だと思ひ、賛成しているわけでありませぬ。

現計画場所周辺は、冠水対策や高波、砂対策も万全を期さなければならず、そういったことをもっと議論し、進めるべきではないかと考えます。とにかく、専門家の皆さんが大丈夫であろうと示し、長い歳月をかけ多くの市民、そして市役所職員の皆さんがかかわってつくり上げたこの現計画を破棄し、一からつくり直すことは容易ではありませんし、現計画より財政的負担なしに、新たな案をつくるのは、不可能に近いのではないのでしょうか。時間、手間、そして1億円以上の税金を投入したことはどうお考えでしょうか。そこまでも絶対反対だというなら、新庁舎を現庁舎、ここの跡に建てるなどといった現実離れた案ではなく、現実的な代替案を示してくださいと言いたいです。なぜ現実的でないかといえば、現庁舎、ここの庁舎跡地だけでは狭く、土地買収を行う必要があり、ここに建てるとしても新庁舎建設場所と同じように地盤改良が必要であること。仮庁舎が必要であり、予算が幾らあっても足りないということが誰でも分かります。何でも反対するという

のは、国会の野党のようで大変無責任だと考えます。

もし、この庁舎建設計画が破棄され、それでも現庁舎は現実的に古くて危ないので、国からの財政的措置がないまま何とかかんとかして、自主財源だけで建て直しができるとしましょう。その場合、どういうことが起こるかを考えてみました。建設費が、徐々に市の財政を圧迫し、赤字自治体、いわゆる夕張市のように市の財政が破綻する財政再建自治体に陥るかもしれません。それでは、どこかと合併し、財政を立て直しましょうということまで合併ともなれば、垂水市職員の削減が起こり、さすれば私たち市民への行政サービスの低下、消防機能の縮小、緊急搬送への支障なども考えられます。もちろん、まさに私たち市民の税金が上がるという事態も、否定はできないと思ひます。これは最悪のシナリオで、こうならないことを祈っておりますが、もし、この最悪のケースがあり得ると思ひますし、そうなったら責任はどなたが取られるのでしょうか。

正直こういう署名活動するのは、私は商売をしているので、商売人にとってはリスクがあります。反対派の皆さんからすれば、宮下は、庁舎建設の賛成の活動をしているから、あいつのところの焼き芋は買わない、鶏肉は買わない、油は入れない、という人がいるかもしれません。生活に支障が出る可能性もあります。そういった意味では、こういった活動をせず、だんまりを決め込み、他人に責任を負わせていけば安泰だったと思ひます。

しかし、黙って何もせず、先程述べたように最悪の事態に及ぶこととなれば、私たちの子どもや孫に影響が及ぶこととなります。私も妻がおり、4歳の息子がいます。今、新庁舎を建てなければ、息子の世代にツケを回すこととなります。それだけは、絶対に避けね

ばならないという強い思いが、私たちだけでなく13名の共同代表、そして4,468筆の署名をしてくださった市民の気持ちだと思います。

鹿児島には、島津義弘公が提唱したとされる「薩摩の教え・男の順序」というものがあります。1、何かに挑戦し成功した者。2、何かに挑戦し失敗した者。3、自ら挑戦しなかったが挑戦した人の手助けをした者。4、何もしなかった者。5、何もせず批判だけしている者。私は、この5つの言葉を常に意識し、4、何もしなかった者、5、何もせず批判だけしている者、これだけにはならないと自分で戒め、行動しているつもりです。当初から、新庁舎建設反対を掲げ、選挙活動、議員活動をされて、原案について反対している皆さんも、あらゆる説明や何より今回、建設を早く進めてほしいという思いが詰まった4,468筆のこの署名を目の当たりにし、そこまで市民の声があるなら、議員としてじくじたる思いはあるが、現行案やむなし、と考えが変わることは、何もおかしなことではないと思います。むしろ、反対していた皆さんの厳しい目線、厳しい立場で、現行案をよりよいものにすべくチェック・精査し、新庁舎建設をよりよいものにすることこそ、議員の務めではないでしょうか。それをされれば、有権者、市民は必ず納得されると思います。それぞれのお立場があるのは重々承知しております。しかし、自分が自分であり続けるためには芯を持ち、臨機応変に環境や状況に応じ、常に自分を変えていかなくてはならないと思います。それがやがては自分のため、そして市民のためにつながるのではないのでしょうか。

垂水市には、過疎高齢化、子育て支援、地域活性化、人口減少、産業振興、災害対策、課題は山積しております。この庁舎建設問題を早く終わらせ、こういった課題に力を注ぎ、議員の皆さんの英知を結集し、取り組んでい

ただきたいと思っております。

また、現庁舎の、今、ここにあるこの庁舎の跡地利用についてももしっかり議論がなされ、活性化策につながる妙案を示していただきたいと思います。

重ねますが、今日のように災害の多い地域です。道路をはじめ、インフラ整備、災害対策なども取り組まれ、市民の安心安全を一刻も早く守っていただきたいと思います。

昔から、垂水は、あらゆることにおいて何でも意見が2つに分かれ、市民を二分するような事態が起こると言われています。現に、この庁舎建設問題もそうです。こういった古い体質の考えは、もう皆さんの世代で終わらせていただけませんか。この悪い習慣を皆さんの手で、議会で終わらせていただけませんか。さすれば、あの議会の判断は、垂水の歴史の中でも転換点、大英断だったと後世に誇れるものになるはずです。

新型コロナで議会の傍聴もなかなか難しく、市民の皆さんにはなかなか議会の状況というものが伝わらないかもしれません。

しかし、インターネット放送で私は、よく見ております。何十人、100人単位で見ている、リアルタイムでそういった数字も出ております。だから、議員の皆さんの議場での態度もインターネットでよく見えております。そこもしっかりと踏まえていただき、これからの議員活動をしていただければと思います。

一日も早く条例が可決され、一刻も早い新庁舎建設が行われ、市民の安心安全が確保されることを切に望みまして、意見陳述とさせていただきます。ありがとうございました。

令和2年7月6日、新庁舎建設を進める会
共同代表、宮下直弥。

ありがとうございました。

○議長（篠原静則） 以上で、条例制定請求代表者の意見陳述を終わります。

意見陳述者の方は、退席をお願いいたします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

○持留良一議員 まず、意見書について。先ほど、宮下君も指摘していましたが、前回の直接請求が、制度の趣旨・目的に逸脱していると。私もそういうふうな形で、この前は討論させていただきましたが、改めて市長はこのことで何らかの、今回も前回の直接請求は、はっきりと分からない請求要旨に基づき提案、どういう意味なのか。そういうことで、前回の直接請求を批判されているんですけども。

しかし、一方ではそれを出されたということに対しては、私はこれも批判したつもりですけれども、この点について。この意見書で反省もなかったと思うのですが、その点、一つお聞きしたいということと、あと今、4,468人の署名だったと。総署名数は5,911。しかし、実際有効の署名は4,468人。いわゆる無効署名率というか、これはまあ私が勝手に考えたあれですけども、24%という高い数字なんです。私が他市町村調べても、最も高いので10%、あとは2%～5%は許容範囲というような中身だったんですけども。改めてこの署名、確かに数から見たら民意だというふうに思います。大きな、やはり私たちは否定できない実態の中身だと思うんですけども、この中でもこういう結果が出たことに対してどのようにお考えなのかということです。

それから、条例案の提案の妥当性という、法的な点で私は、ちょっと質疑したいんですけども。これに関しては、地方自治法第222条の問題と地方自治法4条の問題があります。4条では、財政のめどのない時期に出すというのは、これは問題だということは、もうみんなそこは幾度となくやってきたというふ

うに思います。しかし、この222条に合致した提案なのかどうなのか。このことについて、法的な面で妥当性はちゃんと担保されているのか、お聞きしたいと思います。そうなってくると、もし今回、これが妥当だということになれば、じゃあ前回何だったんだと。前回は、予算の見通しもない、事業予算も可決されていない、そういう中で条例を出されたということは、これは私は、地方自治法第222条に抵触するんじゃないかと。改めてこの点について、この場合の効果というのは、遡って検討できるのかどうなのかをお聞きしたいというふうに思います。

最後になりますけども、私はこの問題を様々考える上で、全国いろんなところも調査させていただいているんですけども。滋賀県高島市、これは6回ぐらいでやったのですかね。この位置条例案が否決されたということで、このままじゃいけないと。将来にわたっても大変な禍根を残すことになる。今後のまちづくりにとってもマイナスになるということで、経済界が建議書を出しました。それを受けて、当局は、これをやはり成立する意味では住民投票、これがいいんじゃないかということで結果実施されて、その結果その後この位置条例は採択されたという、私は経過だと認識していますけれども。今のままで行くとまた否定される、混迷を深める、混乱を深める、そういうものになっていく。私たちは、一回きちっと、一度待って、もう一回このことに対して住民の皆さんに問う。住民の皆さんも、大変私は、この問題ではだんだん理解は深まってきていると思います。そういう中で、今回私たちが一番欠落したのは、住民の意思の反映。アンケートだったり住民投票。その後、住民投票条例が直接請求ありましたが、結果としてそれは否決されたという経過もあります。この現状を打開し、み

んなが納得して第一線で今後、議論を深めていこう、新庁舎建設に向けて頑張っていこうという点では、改めてそういう取組を。この高島市みたいに取組をすべきではないかというふうに思いますが、これについて質疑いたします。

○市長（尾脇雅弥） 幾つかありましたので、足らざるところは、またご質問ください。

まず、5月1日の採決あるいは上程に関してですけれども、先程も申し上げました。これまでも4条の提出時期ということに関しては、少なくとも予算等々の具体的なものがお示しできてから。前回6月19日の実施設計というのがそれに当たるんだろうというふうに思います。しかしながら、その5月1日の採決というのは、それ以前に直接請求、有権者の50分の1以上のもので成り立つということでありました。先ほど、違法性という話もありましたけれども、そういうことはどうなのだと言合せもいたしましたけれども、ルール上、総務省自体もそういうことを想定していないということでありましたので、その形で上程せざるを得ないと。上程に際しては、申し上げたように時期尚早というふうに、今まで述べたような考え方で思いますけれども、上程された以上はやはり位置の変更は必要だからという、私自身も矛盾する。持留議員もご指摘、分かっておられてご指摘はあると思いますけれども、ほかに方法がないわけですよ。上程することができないとか、そういうことではなくて、決められたルールの中で提案させていただいて、先ほどの反省の一つとしてそういう状況、あるいは財源的なものに関しても、その当時十分説明できないということによって3分の2得られなかったというのは、ある意味やむを得ないのだろうというふうに思います。

その後、6月19日に我々として、こういう

形でという具体的な案をお示しさせていただいて、予算も含めて、そのことをもって可決をいただきましたので、今回、タイミング。その後のタイミングとして、今日、そういう賛成派の皆様が4,468の署名を持って提案されたということでもありますので、そのことはしっかり見守りたいというふうに思うところがあります。

また、2点目、その4,468の中身ということでもありますけれども、先ほど代表者の方が言われました、5月1日の1,001名に関しても、賛成のつもりで書いたという方もおられるように聞きます。先ほど、今日提出される、もともと6,000ぐらい集まったのではないかと、それからすると割合として低くなるのではないかというお考え。少し中身を見させていただいたところに、重複だったりとか、いろいろ例えば数字上不明なところに関して五、六百名ぐらいですかね、お返しして、その分で返ってくる率というのが思いのほか2割程度でしたかね、そういうことであるとか。聞きますと、何か法的なもので縛られてしまうのではないかと心配をされる方も多かったということのようでもあります。いろんなことはあるのですけれども、結果的に同じルールの中で1,001名確定したという数字と、同じルールの中で4,468名の4.4倍以上の実質の数字というのは事実でありますので、ルールの中で前回の4条、移転に関しては、そういう数字上の結果は事実でありますので。そういう意味では、それはそれという形で、先ほど代表者の方がお話しされたようなお気持ちだというふうには察するところがあります。

私のほうからは、以上でございます。

○財政課長（濱 久志） 地方自治法第222条の考え方についてご説明いたします。

地方自治法第222条第1項では、「普通地方公共団体の長は、条例その他議会の議決を要

すべき案件があらたに予算を伴うこととなるものであるときは、必要な予算上の措置が適確に講ぜられる見込みが得られるまでの間は、これを議会に提出してはならない」とされており、これを議会に提出してはならない」とされており、この条文の概要については、一般論としてお答えいたしますと、地方公共団体の財政運営の健全性や計画性を確保する趣旨で、予算を伴う条例等の制定及び改正については、予算措置が適確に講ぜられる見込みが得られるまでは、議会への提案が制限されているとの規定であると考えます。

また、必要な予算措置が適確に講ぜられる見込みの具体的な時期とは、最も確実な時期としては、関係予算が議会に提出されたときであります。見込みとは地方公共団体の長において見込みがあるものと判断すれば足りるとの解釈もございます。条例案の提出時点において、必ずしも予算の先行審議を要する趣旨のものではないと考えられます。

以上のようなことから、予算を伴う条例案等を議会へ提出する際は、同一議会において予算案を同時に提出することが、それぞれの議案に対しての審議に理解が深まるものと考えますが、地方自治法第222条の規定は、あくまでも地方公共団体の財政運営の健全性や計画性を確保するため、予算を伴う条例等の制定・改定を提出する際は、予算の見通しをしっかりと立てた上で提出すべきと定めているものであって、議会への条例案・予算案の提出時期までを定めているものではないと考えられます。

以上でございます。

○市長（尾脇雅弥） 最後、たしか住民投票の考えはないかというお話でありました。

昨年12月23日に、高橋代表のほうで、場所の是非を問うということで直接請求がございました。これまでも話していますけれども、民意を問うということは、もうそういうこと

が必要に応じてするべきだと、これまでも申し上げてきました。しかしながら、前回の請求というのは場所だけを問うということでありました。私が申し上げているのは、我々がこれまで議会の先生方の議決をいただきながらつくってきた現行案があるわけですよ。それに甲乙つけ難いとまでは言いませんけれども、そういう考え方の代案があって、どちらにするのということであれば、それは市民の皆さんのご判断ということだというふうに思いますけれども。それもなくて、どちらかというところの反対というための趣旨でしたので、それは、そういういろんな建設する責任として、財政上の問題も含めてというふうな考えを持っていましたけれども、議会の先生方のご判断で否決ということでありましたので、そういうことでございます。

今回、先ほど宮下代表が、賛成の皆さんの思いということで、4,468の数字というのは相当な思いというふうに思っております。そのことを、今日提案されたばかりであります。明日には、また委員会ということでの議論もありますし、まずは、そこをしっかりと見守っていきたいというふうに思いますし、先ほど民意を問う考えはないのかということに関しては、現段階においては考えておりませんが、一つの方法として全く考えていないということではありません。常にそういう気持ちは持っておりますということでございます。

○持留良一議員 私はどうも先ほどの、前回の直接請求と今回の請求との大きな差は、2つありましたよね。財源の見通しの問題、また関係する予算の問題。要するに、提案する場合には、以前、議会の、もしくは遅くとも同一議会に関係予算が提案されなきゃならないということ。このことは、要するに222条が求めているのは、長の条例案の提案について

自己規制を求めているわけですよ、勝手にやるなど。やっぱりそういう形で自己規制を求めて、財政の健全な運営をそこで求めていく。そのためには、やはりそういうようなことが必要で、その中で条例案を出してくるということで、前回、それが全くこれは見れなかったです。今まで、それまでも市長も含めて、もう財源の見通しはできましたということは、一人も公の場では聞いたこともありませんでした。

では、関係予算とは何なのか。実施設計は、では含まれるのかと。基本設計が含まれるのかという、また議論もあると思うのです。しかしやはり、このところの問題をしっかりと見ないと。今回の、この直接請求もそういう根拠に基づいた形で出されているのか、どうなのかということ、明らかにされていないですよ。財源の見通し、いわゆる地方自治法4条の問題でもそのことがない。だからどうしても私は、前回の関係でも本当にあれが出されたのは妥当なのかどうなのか、抵触しないのかどうなのか。では今回、それにしっかりとった形で出されたということ、主張できるのかどうなのかということなんですけども、この点について再度お聞きしたいと思います。

あと市長が言われていた、今のこの難局を課題というんですかね、問題点を、課題を克服するためには、やはり一定程度のそういう取組はあって私はしかるべき。いわゆる住民自治の問題、基本的にはやはり住民自治をきちっと育むという観点からも、今回のこの取組の中で、そのことが十分反映されなかった。結果として、今まで副市長も含めて言われてきたのは、建設後でもいいと。それは当然法の解釈で、運用で、そのことはできるわけですので。しかし、大事なのは、今こういう時期の中で、みんなでつくっていかうじゃない

かという一つのことを固めていく、そういう時期でもあろうと思うのですよ。であるならば、やはりそこはきちんとそういう立場に立って、やっていくというのが基本的な住民自治運営する市長の、ある意味責任、役割でもあるというふうに思うわけです。これはまた、いろいろと議論をさせて、委員会でもさせていただきますけども、さっきの財政問題について、再度そういう根拠で出されたかどうか、そして、4条には違反しないのかどうなのか。

○市長（尾脇雅弥） 1点目の出すべきタイミングかどうかということの部分に関しては、何回も、前回もお話ししました。私も時期尚早だというふうに思っていますけれども、そのことを上程、そういう提出がされた以上は、上程せざるを得ないというルールになっているものですから。その際は、意見書をつけてということで、これまでお話をしたようなことですね。ある意味考え方としては、ご理解いただいていると思うのだけど、結果として上程するのがおかしいのじゃないかという話なのですが。上程せざるを得ないという状況でしたので、これまでの答弁どおり、そういう直接請求がされた以上は、それを出しませんよということには成り立たないということで、法的に議会事務局等々に確認して、そういうことだということでありましたので、上程したということになると思います。

○持留良一議員 私は、前回との比較を先ほどから論じているんですよ。だから今回は、そういう根拠に基づいて出していますよという。いわゆる出されたから出すということじゃなくて。それに我々は、議員として何を基本とするか、法律や条例ですよ。そういう根拠に基づいて出しているのかということをお聞きいただけないかと、我々、法治国家でもこのことがその役割としてあるわけですので。

では、その点はどうなのかと。改めてそのところを出されたから出すということではなく、それはちゃんとこういう法的な根拠に基づいて、財源の見通しも出てきたということで出すということが、本来のあるべき姿ではないか。では、そののところは何だったのかということをお聞きしているのです。

○市長（尾脇雅弥） 先ほどもお話ししましたけど、6月議会において、実施設計ということで具体的な財源のものも含めてお示したということで、我々が当初求めていた財政的な根拠ということに相当するというふうに思っております。

○議長（篠原静則） ほかに質疑ありませんか。

○森 武一議員 何点かお尋ねしたいと思います。

まず最初に、持留議員がおっしゃっていた地方自治法222条と4条の関係に関してということで。今の課長であつたりとか市長からの答弁を考えたときに、222条に規定されている財源の見通しが立っている中で出しているというような事なのじゃないかということが考えられると思います。意見書の中で「市役所の事務所としてふさわしいかどうかという視点で審議していただきたい」というふうに書かれているかと思います。今回、222条を考えた場合に、持留議員もおっしゃっていたように、財政の規律というところからも、という視点というところでの222条の規定というご説明だったかと思います。この記述とその222条との関係に関して、どのように整理されていたのかということをお尋ねしたいというのが一点あります。

もう一つが、意見書の中に「財政プログラムの方針を踏襲する」というふうに記載があるかと思うのですが、先ほどの、さきの6月議会において、第5次総計の経常収支90%の

目標は達成できないであつたりとかということが明らかになってきたわけなのですが、この財政改革プログラムの方針の踏襲というところは、どこの部分を踏襲したのかということをお聞きいただければと思います。

次ですね、意見書の中に「財政見通しどおりの財政運営を行うためにも」という記載があるんですが、ここに関して公共施設等総合管理計画の中に、道の駅はまびらであつたりとか新庁舎建設が入っていないという中で、シミュレーションの中の財政見通しどおりに行ったときに、そこら辺の影響がないのかということですね。実際、シミュレーションどおりであった場合というのが、起債の限度額として目標額を設定されていたかと思います。ただ、実際、その平均額を取った場合に、それよりも多いというのが出てきているわけなので。目標額より多いのが、過去の平均として出てきているという中で、実際そういう突発的な災害であつたりとかという場合が起こったときでも、この財政見通しのおりに財政運営ができるのかということ。要は、そのシミュレーションに沿った形で財政運営として支障がないようになってくるのかということが一点と。

あと、財政調整基金で1億3,000万を繰り入れるということであつたかと思うのですが、そこに関して、簡単に財調への積立てというのは、年間どれぐらい考えていたのかということですね。

あと、事業費に関して、約43億かかるということで、総事業費ですね。ここに関して、利払い費というのがどの項目で入っていたのかというのを教えていただきたいのが一点と。

あと、意見書の中で、財政的リスクのところの論点として2点書かれているかと思います。建設費に財政リスク、現計画を見直すことによる財政的なリスクということで、現計

画での活用予定の有利な地方債が活用できないということが一点と、建設費について、資材や労務費の上昇が考えられることから、遅れば遅れるほど市財政への影響が非常に大きくなっていくと。時間軸から考えると、資材や労務費の建設単価が上がることによって、財政的な影響が出てくるということが大きくなっていくということが趣旨なのではないかというふうには考えるのですが、教科書的なことを考えると、インフレとして考えたときに、絶対額として上がるかもしれないのですが、財政に与える相対的な影響というのは、時間的なずれは出てくるかもしれないですけど、最終的には収れんされてくるのではないかと考えるのですが。こちら辺の、財政に影響が出てくるといった場合に、財政に相対的に建設費というものが重く負担がのしかかってくるというような意味合いになってくると思うのです。そういう場合というのは、例えばスタグフレーションであったりとかそういう場合を想定しないと、特殊な状況を想定しないとなかなか難しい状況なのではないかと思うのですが。こちら辺の意味合いについて、どういう意味合いだったのかというのを教えていただければと思います。

○市長（尾脇雅弥） あまりにも多くの質問だったので。ただ、内容としては、前回6月議会の内容とそう変わらないということであり。前回、考え方としてお示ししたとおりであります。

委員会の中でもありましたけれども、今、梅雨時期で大変な雨が降っている。ただ、昨日は想定しないぐらいの大変な被害があちこち出ている。これから先、もうどうなっていくかというのは不透明な部分があるというのは、もう皆さんもご理解しているところだと思います。明日もこんな天気だろうということは分かりますけれども、1か月先の天気が

晴れか雨かというのはなかなか分かりにくいところがあります。雪ではないだろうというのは想像がつかますけれども、5年、10年のシミュレーションとなったときに、なかなか厳密に、そのとおりにというのは現実的に難しい。ただ、そこをうまく皆さんの協力の下でやっていくと。大きな災害が出れば、6億円計画していますけど、7億になったり8億になったりする場合もあるでしょう。4年前に37億という被害が出た。半分は手出しが必要だとなったときに、地元の代議員にお願いして98%の支援をいただいて、結果としてピンチもチャンスになったこともあります。

これまで幾度となくそういうことがありますから、その時々に応じて何があるか分かりません。新型コロナもそうであります。これから先もどうなるか分かりませんが、そのときにはこれまでそうだったみたいに、結果としてシミュレーションをしっかりと守りながら、貯金を増やし、借金を減らして財政をこれまでないぐらいの状況に保っているのは事実です。その上でいろんなものもつくりながら、ここへやってきているというのは事実ですから。これから先、分かりませんが、そういうものに関してもしっかりと計画を立てながら、歳入確保の部分も、先ほどご指摘があった当初の計画よりも支出が多くなるもの、数字が悪くなるものはありますけど、逆に言うと数字がよくなっているものもあるわけありますから。そこをうまくやりくりをしながら、いろんなことに対して対処していくというのが我々の役割であり、また議会の先生方もその中でどう効率的に選択していくのかというのをご提案いただくというのが役割だと思いますので。いずれにしても、少子高齢化・人口減少社会の中で、そういう背景、高度経済とは違う難しさがあるのは十分分かっていただいていると思いますので。

180億、大体1年間の予算を組むときに、14億ぐらいの税収しかない中で国や県、いろんなところと連携してやっていくというのはそのとおりでありますし、森議員も牛根にあって2つの医療施設がなくなり、過疎化が進み、いろんなことをやらなきゃいけないというのがあると思います。先ほど宮下代表がおっしゃったみたいに、いろんなお立場があってそれぞれ当然のことだと。どうしなさい、こうしなさいは言えませんけれども、垂水市にとってこれからどうしていくのかというのも一方で大事なことだというふうに思いますので。しっかりとできる限りの、我々も庁舎、予算も含めて大事な問題でありますから、できる限り説明をしながら、その上で賢明なご判断をいただきたいというふうに思っているところでございます。

担当から幾つか、漏れるかもしれませんが、答えられる範囲で答えさせていただきます。

○財政課長（濱 久志） まず、財政プログラムを踏襲したというところでございますが、市債発行の総額を抑制したと。額としましては、通常債を年平均6億円に抑えるというものを踏襲しております。そのほか、地方交付税措置のある起債の活用を徹底すると。過疎債、辺地債、そういう有利な起債を活用していくというところでございます。

それと、災害等が起こった場合、その6億で財政運営ができるのかというところでございますが、この6億円の設定につきましては平均値でございますので、その年度に災害等で起債が6億を超えるという場合もございません。そうなった場合には、翌年度また起債額を抑制すると、そういう流れで平均6億の起債額で行くというところで。8億7,000万ですね。災害まで入れた額8億7,000万で抑えていくというところでございます。

それともう一つ、資材や労務費が上昇することの影響です。一般的に資材や労務費が上昇することによりまして、建設費用が増加しますので財源確保などの市財政の影響はありと予測されます。今、森議員が言われたとおり、最低賃金の引上げや物価上昇などが市税等に影響すると考えられますが、人口減少等により財政収支の見通しでも市税等は減少を見込んでいるところです。

また、意見書にありますとおり、「現計画での活用予定の有利な地方債が活用できず」と記載がありますように、現在予定しております有利な地方債が活用できなくなることが想定されますので、現行の地方債制度の中では、借入先が地方公共団体金融機構資金から市中銀行の借入れに変わります。30年償還で機構資金の年利0.3%から市中銀行の利率を年利1%と想定した場合、利子の支払い分が約2億4,700万ほど増加することや、元利償還に対して交付税が算入される7億2,400万円が算入されなくなるなど、市財政への影響が大きくなることが想定されます。

財政調整基金については、シミュレーションの中では年間1億3,000万を繰り入れると。その後、繰越金の2分の1を積み込んでいくという試算になっております。すいません、ちょっと今見つかりませんが、令和5年度で財政調整基金は、11億台に維持できるという試算になっております。

以上です。

○議長（篠原諍則） 答弁漏れはないですか。（発言する者あり）

○財政課長（濱 久志） すいません。新庁舎建設事業の借入れの利子ということですね。23億の借入れで、利子が1億2,126万5,000円です。これは利率0.3%で試算した場合でございます。

222条につきましては、先ほどご説明したと

おり必要な予算上の措置が適確に講ぜられる見込みというところでございますが、地方公共団体の長において見込みがあるものと判断すれば足りるという解釈がございますので、条例案の提出時点において必ずしも予算の先行審議を要する趣旨ではないということで、今回4条を提案しているところでございます。

○森 武一議員 まず、すいません。趣旨がちよっと伝わりにくかったのかなというところがあるのですが、222条のところ、予算案と条例案に関して一体的に考えるということ、財政を規律するためということだったかと思うのです。趣旨として。そうなったときに、意見書の中に、「市役所の事務所としてふさわしいのかどうかという視点で審議をしてください」というような文言があるということで、ようになってきたときに、ここに財政であったりとかという視点が抜けてくるのではないかと。一体的に考えるとなったときにですね。なので、その222条の中で4条との関係をどのように整理していたのかというところでは。

あと、財政改革プログラムの件に関してなのですが、市債発行額を抑えるであったりとか交付税、有利な交付税を使うということだったかと思えます。一応財政改革プログラムの中で、地方交付税に関しては、国勢調査で予想される結果を見込むというふうに書いてあるんですが、今回のそのシミュレーションにおいては、マイナス1%をしているということで、財政改革プログラムを踏襲するとなったときには、その国勢調査の影響を見込んだ形でシミュレーションをするというのが必要だったんじゃないかと思うのですが。1%をずっとしていったときと、実際の国勢調査、人口予測というのがもう既に出ているわけなので、そこをベースにしたときの考え方、差というものがなかったのかということですね。

毎年1%ずつ減っていくということと国勢調査をベースに考えたときに大体の交付税額って出てくると思うので、その差がなかったのかということの確認と。

あと、（発言する者あり）財政リスクのところ、建築費が上がることに關するということで、先ほどのご答弁だと市税の減少であったりとかということで財政負担が増えていくというようなお答えだったかと思えます。そうやってきたときに、意見書の中で書かれているのは、建設費が上昇する、労務費が上昇するから財政負担が大きいというふうに書かれているわけなんですね。説明とそこら辺が食い違ってくるのではないかとということで。もう少しそこら辺を分かりやすく教えていただければと思います。

○財政課長（濱 久志） まず、労務費が上がることで財政負担が増えると。先ほど申し上げたとおり、物価上昇などが市税に影響することは考えられますが、人口減少でそこは想定していないというところがございます。ここで財政の影響を与えるというのは、前段にあります起債の影響、起債借入れができないことによって交付税措置が受けられる起債が借りられないということが財政負担の影響の大きなところでございます。

交付税の算定の中で、国調の人口減少を見込んだ場合との比較ということだと思うのですが、その国調の人口減に対して交付税はどうなるかという試算は、財政課ではちょっとしていないところでございます。単純に交付税が1%減少するということは、大体4,000万ずつ減少していくという考えになります。それで現在、試算しているところでございます。

以上でございます。

○議長（篠原静則） 森議員、答弁漏れ。（「議長、委員会でやりましょう」「整理の

関係」の声あり)

森議員、今2回だから。

○森 武一議員 あと1回。

○議長(篠原静則) 3回目でもう立って、ちゃんとと言わないと。

○森 武一議員 はい。すみません。先ほど漏れていたところで、同じこと3度目なんですけど。222条との整理のところ、要は222条と4条の関係として考えられるというものは、条例を制定することによって財政支出、財政の規律するために222条というところの、規定があるかと思うのですね。それは、予算を伴う条例案に関しては4条も含まれるというような、お答えだったかと思うのです。そうなったときに、今回、視点として、この市役所の事務所としてふさわしいかどうかという視点で審議してくださいということで意見書が書かれていると思うのです。そうやってきたときに、222条の趣旨から考えたときに、財政であつたりとかそういう全体として考えるということが必要なのではないかと思うのですが、そこに関してどのように整理していたのかというのを教えていただきたいというのが一つです。

あと、労務費。建築費と労務費が上がることよっての財政負担の件に関してなんです、(「普通は上がるでしょう、将来的に」の声あり)財源として相対額が、負担が上がるというようなことを課長がご答弁いただいているのではないかといふうには認識しているんです。ただ、教科書的に考えた場合、インフレが上がった場合には、後年度になってくるとは思うのですが、インフレというものに関しては、税収として上がってくると。市税に関してそれがダイレクトに反映されないのではないかということなんです。すみません、ちょっと今しゃべっているのが聞き取りにくいかもしれないです。大丈夫ですか。

インフレとして市税が上がってくるであつたりとか、交付税に反映されてくると思うのです。要は、インフレで名目GDPが上がってくるのであれば、それは最終的には交付税額を算定する際に、そこは反映されてくるというふうに考えるのが妥当な、教科書的な考えかと思うのですが、今の課長のご答弁だとそこはもう算定されてこないのではないかというようにことだったと思うのです。そこは、そこがどういふうに考えて、このようなものになっているのかというのが。今回、ここでちょっとお答えが難しいようであれば、また明日ということになってくるとは思うのですが。そこをもう一度お願いします。

○財政課長(濱 久志) 交付税に関して、基本的に今の制度の中で人口減少していくと。その中で制度改正がない限り、交付税は増えていかないという考えでございます。減少していく、そのように財政課では見ているところです。労務単価、景気がよくなると、そういうもので市税等、交付税にも影響があるかもしれませんが、それ以上に人口減のほうに交付税を減額させていく一つの要因だといふうに考えておりますので、そこは反映していないところでございます。

○議長(篠原静則) 以上で、質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

本案については、総務文教委員会に付託いたします。

本日の日程は、以上で全部終了しました。

△日程報告

○議長(篠原静則) 明7日から9日までは、議事の都合により休会いたします。

次の本会議は、7月10日に開きます。

△散 会

○議長(篠原静則) 本日は、これをもって散会いたします。

午後0時39分散会

令和 2 年 第 2 回 臨時 会

会 議 録

第 2 日 令和 2 年 7 月 1 0 日

本会議第2号(7月10日)(金曜)

出席議員 14名

1番	新原 勇	8番	感王寺 耕造
2番	森 武一	9番	持留 良一
3番	前田 隆	10番	北方 貞明
4番	池田 みすず	11番	池山 節夫
5番	梅木 勇	12番	徳留 邦治
6番	堀内 貴志	13番	篠原 静則
7番	川越 信男	14番	川畑 三郎

欠席議員 0名

地方自治法第121条による出席者

市長	尾脇 雅弥	生活環境課長	港 耕作
副市長	長濱 重光	農林課長	森 秀和
総務課長	和泉 洋一	併任	
併任		農業委員会	
監査事務局長		事務局長	
企画政策課長	二川 隆志	水産商工	大山 昭
庁舎建設総括監	園田 昌幸	観光課長	
財政課長	濱 久志	土木課長	東 弘幸
税務課長	橘 圭一郎	水道課長	森 永公洋
市民課長	篠原 彰治	会計課長	野村 宏治
併任		消防長	後迫 浩一郎
選挙管理		教育長	坂元 裕人
委員会		教育総務課長	鹿屋 勉
事務局長		学校教育課長	今井 誠
保健課長	草野 浩一	社会教育課長	紺屋 昭男
福祉課長	高田 総	国体推進課長	米田 昭嗣

議会事務局出席者

事務局長	榎園 雅司	書記	松尾 智信
		書記	海田 康士郎

令和2年7月10日午前10時開議

△開 議

○議長（篠原静則） おはようございます。定刻、定足数に達しておりますので、ただいまから休会明けの本日の会議を開きます。

△諸般の報告

○議長（篠原静則） 日程第1、諸般の報告を行います。

[市長尾脇雅弥登壇]

○市長（尾脇雅弥） 初めに、7月5日からの大雨に対します本市の警戒態勢についてご報告いたします。

気象庁などの情報をもとに、深夜から翌朝にかけて大雨が予想されたことから、7月5日午前10時半に災害警戒本部を設置し、同日午後4時に牛根地区、協和地区、市木地区、水之上地区に避難勧告を、その他、市内全域に避難準備・高齢者等避難開始情報を発令し、市内7か所の避難所を開設いたしました。

また、7月7日にも深夜から翌朝にかけて大雨が予想されたことから、午後5時に水之上地区に避難指示を、その他、市内全域に避難勧告を発令し、市内10か所の避難所を開設いたしました。

なお、避難所開設に際しましては、保健師による健康チェックや健康相談を実施し、避難者の健康管理に努めたところでございます。その後も本日まで、避難所の開設等、警戒態勢を緩めずに、職員一丸となって対応いたしております。

本市では、かねてから人命第一に、迅速な避難情報の発令等を心がけておりますが、今回は、7月4日未明からの大雨により、熊本県南部、球磨川流域を中心に甚大な被害が発生したことも教訓に、より厳重な警戒態勢を敷き、災害に備えたところでございます。改めて、お悔やみ

を申し上げたいと思います。

それでは、被害の状況についてご報告いたします。

まず、住宅・家屋被害につきましては、山腹崩壊の土砂と倒木により、新光寺地区で家屋2棟が全壊いたしました。新光寺地区で家屋が全壊した被災世帯の方につきましては、現在、錦江町の定住促進住宅に避難入居されております。昨日、お2人には見舞金10万円をお渡しし、励ましの言葉をお伝えしたところでございます。

また、新城麓地区では、家屋の一部破損2棟の被害が発生しており、そのほかの被害では、下中馬場地区において、床上浸水が1棟、市内各所において床下浸水10棟、敷地内への土砂の流入が6棟と報告されております。

次に、土木課関係についてご報告いたします。

まず、8日現在の調査におきまして、崩土除去や路肩決壊、河川護岸の決壊、さらに河川の埋塞など、合計50件の被害が発生しておりますが、そのうち9件につきましては、今後、災害復旧補助の申請を予定しております。

現在、建設業の皆様にご依頼し、土砂除去など、復旧に向けて全力で取り組んでいただいているところでございます。安全対策に努めながらさらに調査を実施し、早期復旧に向け取り組んでまいりたいと考えております。

次に、農林課所管事項についてご報告いたします。

7月3日からの活発な梅雨前線の影響により、農林課所管の農業施設及び林業用施設で災害が発生いたしました。現在、被害箇所等の確認作業中でございますが、農業用施設では、農道の路肩決壊や水路の閉塞、その他、山腹崩壊により土砂が流出し、水田等への農地災害が発生しております。林業用施設では、林道海瀧麓線と林道二川線等で路肩決壊等の災害が発生しております。

また、農作物等の被害状況については、現在、

確定しておりませんが、水田への土砂流入による普通期水稻の被害が発生しております。当面は、道路や水路等に堆積した土砂除去や危険箇所大型土のうを設置するなど、応急対策が主な業務となりますが、災害復旧に向けて準備を進めてまいりたいと考えております。

次に、生活環境関係について報告いたします。

今回の大雨により、市木地区の集落水道施設が被災し、飲料水の正常な給水に支障が生じております。現在、市において、朝と夕方の1日2回給水活動を行い、地区の支援に努めております。

また、ペットボトル2リットル入りの温泉水を、昨日、集落の全戸に12本ずつ配布したところでございます。

次に、社会教育関係についてご報告いたします。

本年3月10日に国の史跡に指定された垂水島津家墓所において土砂流入があり、一部の石塔に被害が発生しておりました。垂水島津家墓所は、非常に重要な文化財でありますことから、今後、文化庁や県をはじめ、各専門家の指導のもと、迅速な復旧に努めてまいりたいと考えております。

幸いにも、これまで人的被害は発生しておりません。今後とも、人災ゼロを目指した防災・減災対策を図ってまいりたいと考えております。

なお、以上申し上げました災害の復旧に要します予算につきましては、9月議会前に専決処分に対応させていただくこともあり得るかと思っておりますので、ご了承いただきたいと思います。

以上で、諸般の報告を終わります。

○議長（篠原静則） 以上で、諸般の報告を終わります。

△委員会の閉会中の継続審査の件について

○議長（篠原静則） 日程第2、委員会の閉会中の継続審査の件についてを議題といたします。

総務文教委員長から、目下、委員会において審査中の事件について、会議規則第103条の規定によって、お手元にお配りしました申出書のとおり、閉会中の継続審査の申出がありました。

お諮りいたします。委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（篠原静則） 異議なしと認めます。

よって、委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

ここで暫時休憩いたします。次は、10時20分から再開いたします。

午前10時10分休憩

午前10時20分開議

○議長（篠原静則） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

ただいま市長から、議案第46号及び議案第47号が提出されました。

お諮りいたします。議案第46号及び議案第47号は、緊急を要する事件と認め、日程に追加し、追加日程第1、並びに追加日程第2として審議することにしたいと思います。これにご異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（篠原静則） 異議なしと認めます。

よって、議案第46号及び議案第47号は、緊急を要する事件と認め、日程に追加し、追加日程第1、並びに追加日程第2として審議することに決定いたしました。

△議案第46号・議案第47号一括上程

○議長（篠原静則） 追加日程第1、議案第46号及び追加日程第2、議案第47号の議案2件を一括議題といたします。

件名の朗読を省略いたします。

議案第46号 垂水市庁舎建設に関する住民投票

条例 案
議案第47号 令和2年度垂水市一般会計補正予算（第5号） 案

○議長（篠原静則） 説明を求めます。

○市長（尾脇雅弥） 議案第46号垂水市庁舎建設に関する住民投票条例案及び議案第47号令和2年度垂水市一般会計補正予算（第5号）案につきまして、私のほうでご説明させていただきます。

私は、新庁舎建設事業は、市にとって大変重要な施策であることから、市民の皆様のためにこの事業を進めていくためにも、大きな決断を行ったところでございます。

結論から申し上げますと、私は、新庁舎建設事業に関して、現在、市が進めている現計画案に賛成か、反対かを問う住民投票を行い、その結果を私はもちろん、議会の皆様にも尊重していただきたいというご提案でございます。

それでは、この住民投票の実施に関する提案理由についてご説明いたします。

新庁舎建設事業は、議員の皆様もご存じのとおり、築60年を経過し、新耐震基準を満たしていない、安全上、問題のある現庁舎を、防災拠点機能を備えた市民の皆様への安心安全を守り、職員も安心して業務に取り組める新庁舎に建て替える事業でございます。

東日本大震災後の平成24年2月に庁内検討委員会を設置し、その後、熊本震災後の平成28年から本格的に事業をスタートさせました。平成29年11月に基本構想、平成30年3月に基本計画、そして、令和2年3月に実施設計が完了いたしました。この間、議会の皆様にも幾度となく新庁舎建設事業について、ご説明とご報告を行ってまいりました。平成30年3月に基本設計・実施設計予算を、平成31年3月に追加の地質調査予算を、そして、さきの6月議会で新庁舎建設工事関連の予算を可決いただきました。

一方で、地方自治法第4条に基づき、市役所の位置を定める条例改正案でございますが、私としては、少なくとも建設予算の決定後に提案する考えをお示ししておりました。しかしながら、新庁舎建設を考える会の方々から、新庁舎建設の見直しを目的に、地方自治法第74条に基づく条例制定の直接請求を、建設予算が確定する前に提出され、令和2年第1回臨時会で審議の結果、否決となりました。

今回の臨時会では、新庁舎建設を推進する会の皆様から、4,468名の署名を添え、今度は真に、位置条例制定を目的とした直接請求が行われたところでございます。その推移を見守っておりましたが、先に行われました総務文教委員会では、審議の結果、継続審査となりました。

委員会審査の中で、事業費の妥当性や将来の財政運営に関する質疑を、さらに深めていく必要があることや、議会として、垂水市民が丸となって同じ方向を向けるように、住民投票の実施についてご意見が出されたところでございます。

住民投票は、市長と議会との二代表制を補完する、法で定められた市民の意思を確認する制度でございます。私としては、市民の皆様のご意思を確認するためには、新庁舎建設に関する情報が必要であると考えます。

そういった意味からも、実施設計が完了し、新庁舎の姿が見え、さらに新庁舎建設に要する具体的な事業費をお示しして、議会で予算が可決され、同時に建設計画について、市民の皆様方の理解度が増してきている今こそが、市民の皆様のご真意を問う時期ではないかと判断し、決断したところでございます。

新庁舎建設は、重要な事業でありますことから、市民の方々の間においても、それぞれのお立場で様々なお考えがあろうかと思っております。

これまで説明会をはじめ、広報誌等でも新庁

舎建設事業の現計画について、丁寧に説明を行ってまいりましたが、一部の市民の方々にご理解をいただけていない状況が続いております。

50年に一度であろう大変重要な事業であるからこそ、将来を担う、これからの市民の皆様を引き継いでいくために、市や議会、そして市民の皆様も新庁舎事業に対して同じ方向を向き、取り組んでいくためにも、住民投票の実施を決断した次第でございます。

現計画どおり進めるのか、それとも白紙とするのか、この最良のタイミングで市の新庁舎建設計画を今一度ご確認いただき、市民の皆様お一人お一人が、その意思を明確にお示しいただきたいと考えております。

繰り返しになりますが、住民投票の結果に際しては、私自身尊重してまいりますし、議員の皆様方にも尊重していただきたいと思っております。

以上、新庁舎建設に関する住民投票条例の提案説明でございましたが、条例案の内容及び補正予算案につきましては、担当課長より説明させていただきますので、どうか慎重審議の上、議決をいただきますようお願い申し上げます。

○総務課長（和泉洋一） それでは、議案第46号垂水市庁舎建設に関する住民投票条例案の内容につきまして、第1条から順にご説明させていただきます。

まず、第1条は、この条例が本市の現行の庁舎建設計画について、住民の賛否の意思を確認することを目的としていることを規定したものでございます。

次に、第2条は、住民投票条例の目的を達成するため、現行の庁舎建設計画に賛成、庁舎建設計画に反対の二者択一によるものとするを規定したものでございます。

次に、第3条は、住民投票の執行について規定し、第4条は、住民投票の期日について60日以内に実施する旨を規定したものでございます。

次に、第5条は、投票資格者は、公職選挙法

の規定によることを定めたものでございます。

次に、第6条から第8条については、投票の方式、投票所における投票、無効投票について規定しております。

次に、第9条から第11条は、情報の提供、投票の促進、投票運動について規定しております。

次に、第12条は、投票及び開票については、規則で定めるもののほか、公職選挙法等の規定により行われるものとし、第13条において、投票結果の告示等について規定しております。

また、第14条は、投票結果の尊重として、市長及び市議会は、住民投票の結果を尊重しなければならないことを明記いたしております。

第15条は、規則委任条項でございまして、住民投票に関して必要な事項を、規則で定めることを規定しております。

最後に、附則といたしまして、第1項に施行期日、第2項に、この条例は、投票日の翌日から起算して90日を経過した日にその効力を失うことといたしております。

以上で説明を終わりますが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○財政課長（濱久志） それでは、議案第47号令和2年度垂水市一般会計補正予算（第5号）案についてご説明申し上げます。

今回の補正は、住民投票の実施に要する経費について、増額補正するものでございます。

今回、歳入歳出とも661万7,000円を増額しますので、これによる補正後の歳入歳出予算の総額は147億9,870万4,000円となります。補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、2ページから3ページまでの第1表歳入歳出予算補正に掲げてあるとおりでございます。

次に、歳出の事項別明細についてご説明いたします。

7ページをお開きください。

2款総務費4項選挙費14目住民投票費の報酬

は、投票開票管理者、立会人等及び会計年度任用職員に係る経費でございます。職員手当は、職員の時間外勤務に要する経費でございます。共済費につきましては、会計年度任用職員に係る社会保険料、旅費につきましては、投票開票管理者、立会人等の費用弁償及び会計年度任用職員に係る通勤手当でございます。

需用費につきましては、入場券の用紙代等でございます。役務費につきましては、入場券の発送等に要する経費でございます。使用料及び賃借料は、期日前投票所のプレハブ借り上げ等に要する経費でございます。

これらに対する歳入は、前に戻っていただきまして6ページの歳入明細にお示ししてありますように、繰越金の一部を充てて、収支の均衡を図るものでございます。

以上で説明を終わりますが、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（篠原静則） ここで暫時休憩いたします。

休憩時間中、委員会室におきまして全員協議会を開きますので、ただいまの議案を持ってご参集願います。

午前10時34分休憩

午前10時45分開議

○議長（篠原静則） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

先ほど、議題としました議案に対し、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

○持留良一議員 先ほど、全協があったんですけども、改めて今回、市長の決意に敬意を表したいというふうに思います。本当に勇気ある決断だったというふうに思います。

それで、若干気になるところがありまして、第2条の庁舎建設計画に賛成か、反対か。先ほどの中でも土地問題も当然、統括した形での中身だということだったんですが。ただ、市民に

これだけなっちゃうと、庁舎建設だけかというふうに誤解なり、そのあたりを招く可能性はないのかということが、私は非常に懸念されるんですよ。皆様が心配されたのは、土地問題が中心だったと思う。反対する人たちの立場の方ですね。そうすると、ここである意味、この庁舎建設という表現は、そのことで誤解を招かざるを得ないこともあるんじゃないかと。市民に分かりやすい、やはり中身で明文化することが必要であったんじゃないかと。それはできないということになれば、今度は、何らかのそれをサポートするような、補足するような、そういう文書をつけて市民の皆さんに真を問う、一つの資料として、そういうことは提出できないのか。そのことを1点、お聞きしたいというふうに思います。

以上です。

○総務課長（和泉洋一） ただいまのご質問につきまして答弁いたします。

住民投票の目的、これを確実に達成するために、その設問の形式というのは、議員ご指摘のように、解釈の余地を残すことのないように、明確にする必要があるというのは、我々もそのことについては十分検討いたしまして、その点について、誤解がないように現行の、本市が今、進めている現行の庁舎建設計画に対して、先ほどもありましたとおり、位置、規模を含めて、全てをひっくるめて現行の庁舎建設計画に賛成か、反対かということで、住民投票を実施することでございます。

以上でございます。

○市長（尾脇雅弥） 少し補足いたしたいと思います。

昨年度末にも住民投票ということで、当時の高橋代表から出された件がありました。何が違うのかということが、一つ重要なポイントだろうというふうに思います。我々は、庁舎建設に関して基本構想、基本設計、そして6月19日に

実施設計が可決されて、建設に関する予算も含めて、我々の中身が示されたわけですね。

その上で、最終的には主権者である市民の皆さんのご判断を問いたい。賛否それぞれありますから、そういう趣旨でございます。それで、12月23日に住民投票という提案がございましたけれども、ご案内のとおり、どちらかといいますと、反対を主旨として場所だけを問うということでもございました。

我々自身も、その具体的な絵も示せておりませんし、比較する代案もございませんでしたので、あの時期にはそういうことで、あの段階の、あのものに関しては、住民投票の必要はないというような、ざっくりお話をさせていただきました。

ただ、ここへ来て、常々議員の皆様がおっしゃるとおり、民意というのが大事なんだと。それぞれのお立場があるけれども、ちゃんとした中身を示させていただいた中で、ご判断していただくという段階に来ましたので、ここへ来て最良のタイミングだと。いろいろありましたけれども、一番いいタイミングでお話しして、反対が多ければ白紙、見直さなければいけないと考えておりますし、賛成が多ければ、先ほどお話ししたようなご協力をいただいて、推進に向かって、垂水市として古くて危ないから建て替えなければいけないというのはもうそのとおりだというふうに思いますので、ご協力をいただかなければいけないのだというふうに思っています。

○議長（篠原静則） ほかに質疑はございませんか。

○川越信男議員 先ほどの全協並びに、今、持留議員から質問がありましたけれども、市長は住民投票で、賛成が多ければ今までの計画どおり進めていかれると思いますけれども、もし反対が多かった場合は、どのような対応をされるのかお伺いしたいと思います。

○市長（尾脇雅弥） 今、少しお話させていただきましたけれども、あくまでも住民投票をさせていただき、市民の皆様にご判断いただく環境が、今のタイミングが整ったと思っております。住民投票をするからには、やはり結果を尊重しないと意味がありません。それぞれ意見はありまして、それぞれの立場で正しいわけです。正しいわけです。

ただし、どう決断するかということでもありますので、その中で、今のご質問がありましたけれども、反対が多ければ当然、白紙に見直さざるを得ないというふうに思っておりますし、賛成が多ければ、進めていくという形でご理解いただきたいというふうに思っております。

○川越信男議員 市長から考えをお聞きいたしました。私たち議員も住民投票の結果を尊重して、結果に従い、賛成が多かったら議員総意のもと、一つになって進めようではありませんか。皆さん、よろしくお願ひいたします。

○議長（篠原静則） ほかに質疑はございませんか。

○森 武一議員 先ほどの、全協のところでも少しお伺いしたのですが、9条の件に関して、「庁舎建設計画に関して、投票資格者が意思を明確にするために必要な情報を、公平かつ公正に提供するよう努めるものとする。」という規定があるかと思えます。

前回の委員会の席において、今月号の広報誌に38億円というふうにかかれていて、予算がですね。ただ、議員に対しての説明に関しては、総事業費が約48億円というふうに説明をされている。そこに関しての情報提供はどうなるんだと。（発言する者あり）43億円ですね、42億9,000万円ですかね。ということで、そこに関しての情報提供を、どういうふうにするんだということでは、明快にお答えいただけなかったかと思うんです。

今回の、その1条の規定からすると、現状の

庁舎建設計画、予算を含めてということだったので、その約43億円でまだ総事業費がいくらになるのかということも、現状を分かっているという点に関して、しっかりとその情報提供が必要だと思っておりますが、その件に関してどのようにお考えなのか、お伺いできればと思います。

○市長（尾脇雅弥） これまでもお答えしたとおりなのですが、賛成、反対、いろいろなそれぞれのチラシが出たりとか、いろいろ情報、本当にどうかなというようなことも結構ございます。ただ、我々は、議会に提案した内容、そして議決した事項を正確に記すということになりますので、この間、ご提案した条例、そして可決いただいた内容でございますので、それに対して間違った記載とかはないということがあります。

○森 武一議員 38億円が間違っているということではなく、総事業費として、議員には現状、かかっていると。約43億円かかるというふうに見込みがあるということなので、そういうこともしっかりと市民の方に示していただいて、市民の判断を仰げればと思うので、よろしく願いいたします。

○議長（篠原静則） ほかに質疑はございませんか。

○市長（尾脇雅弥） 先ほどの、少し訂正をお願いしたいと思います。私が発言した中で、住民投票は、市長と議会との二元代表制を補完する法で定められたと申し上げましたが、条例ということですので、訂正させてください。

○議長（篠原静則） これで質疑を終わります。お諮りいたします。

議案第46号及び議案第47号の議案2件については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（篠原静則） 異議なしと認めます。

よって、議案第46号及び議案第47号の議案2件は、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（篠原静則） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

お諮りいたします。議案第46号及び議案第47号を原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（篠原静則） 異議なしと認めます。

よって、議案第46号及び議案第47号は原案のとおり可決されました。

△閉 会

○議長（篠原静則） これをもちまして、令和2年度第2回垂水市議会臨時会を閉会いたします。

午前10時55分閉会

地方自治法第123条第2項の規定によって、ここに署名する。

垂水市議会議長

垂水市議会議員

垂水市議会議員

